

第 11 回持続可能な調達ワーキンググループ 議事録

■日 時：2024 年 10 月 16 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分

■場 所：ウェブ会議システムによるオンライン開催

■出席委員：（五十音順・敬称略）

委員長：加賀谷哲之

委 員：有川真理子、井尻雅之、門田隆司、崎田裕子、高橋大祐、富田秀実、山田美和

■議 題：

・大阪・関西万博の直近の準備状況について

加賀谷委員長 議事に入ります。まず大阪・関西万博の直近の準備状況について、事務局から資料 11-2 に基づいて説明をお願いします。

事務局 大阪・関西万博は、来年 4 月 13 日の開幕まで半年を切りました。簡潔に、前回ワーキンググループでの報告から進捗したところ、全般で重要な箇所と関連事項についてご説明します。2 ページに記載の通り、博覧会協会では、持続可能性に関する取り組みとして、マネジメントシステムを構築しています。こちらは当ワーキンググループの親委員会である持続可能性有識者委員会でご指導いただき進めてまいりました。国際的にも、イベントサステナビリティマネジメントシステム（ESMS）はロンドンオリンピックから構築されています。ISO14001 と同様に、イベントの持続可能性に関する取り組みのマネジメントシステムとして ISO20121 が構築されました。過去にもロンドンオリンピック以降のオリンピックパラリンピックやドバイの万博等で、このマネジメントシステムが採用されてきました。協会では、ISO20121 の認証取得のために、これまで取り組みを進めており、これまで、内部規定等の整理を行い、内部監査を実施し、外部審査を受けました。その結果、今年 8 月 13 日に、認証を取得しました。引き続き、ISO20121 に基づいたマネジメントシステムに基づいて、持続可能性に関する取り組みを進めてまいります。

会場全体の整備状況については、3 ページの写真の通りです。2 ヶ月前の写真ですので大分古いものになりますがご参考までに会場の写真をご覧いただきたいと思います。会場内のリングの周りは、完成形が見えてきております。リングの中には外国の参加国等の公式参加者のパビリオンがあり、これから急ピッチで建設が行われます。静けさの森についても形が見えてきています。4 ページは、別の角度で東から撮影した写真です。大阪ヘルスケアパビリオンも建設が進捗しております。

次に、5 ページに記載の通り、海外パビリオンの出展場所を先日発表いたしました。詳細説明を省きますが、ご興味ある方は後でご覧いただければと思います。それぞれ CPS で、コネクティング、エンパワーリング、セービングというサブテーマに基づいて、番地付けを行っています。また、8 ページに記載の通り、国の名前も、番地に紐づいて決まっており、後ほどご覧いただければと思います。このように、パビリオンの場所も決まり、イベントの日程も決まっています。詳細は、ご興味あれば、こちらの PDF リンク先をご覧ください。例えば、各国の公式参加者の希望に基づきナショナルデーが割り振られております。それぞれの国が催し物を行う日があり、ナショナルデーホールを中心にイベントが開催されます。その他に日本各地の踊りやコンサート等の日程も決まっています。これらのイベントについてのカレンダーが公表されています。

協会主催のイベントを 9 ページで紹介しております。会期中は、日没後に「One World, One Planet.」が毎日行われます。また、会期開幕から 8 日程度実施を予定している「Physical Twin Symphony」や、会期中の日没後に「つながりの海のエリア」で行われる水を用いたイベントがあります。

10 ページは、調達に関連する内容であり、詳しく説明したいと思ひこちらを用意しました。すべてが確定しては
いませんが、企業が運営するレストランや、お土産物の店舗等が公表されております。一部の企業では各企業
のホームページで出店内容の詳細が公表されています。一部の企業では未公表であり、本日の報告内容は
現段階の進捗です。こちらに記載しているそれぞれの企業の営業内容ですが、洋菓子屋、たご焼き、芋のス
ーツ、トルコ料理を中心としたハラル料理等を提供される企業やコンビニ、フランチャイズチェーンを関西地域で
展開している会社が出店予定です。また、調達コードを遵守し、各国料理や持続可能性の観点でハラルやヴ
ィーガン、グルテンフリーへの対応ができるような料理も提供される予定です。詳細は今後、公式に発表されて
いきます。

加賀谷委員長 ありがとうございます。準備状況についての情報提供でした。次に進めさせていただきます。

・調達コードの実施状況について

加賀谷委員長 次に調達コードの実施状況についての議論をします。資料 11-3 に基づいてご説明願ひし
ます。

事務局 それでは「調達コードの実施状況について」、資料 11-3 でご説明いたします。1 ページの目次の記載
順に、前回 2 月に実施した第 10 回調達ワーキンググループ以降の調達コードに関する主な取り組み状況に
ついてご報告いたします。まず 1 から 5 までをご報告した後に一度質疑時間を設け、その後 6 についてご報告
してから再度質疑時間を設けます。

「1. 調達コード（第 3 版）の策定・公表」についてです。前回の調達ワーキンググループにおけるご意見を
踏まえ、今年 1 月に発生した能登半島地震に関する復興への配慮や今年 4 月に協会が策定した人権方
針との関係性を盛り込む等の修正を加えた「調達コード（第 3 版）」を 2024 年 5 月に策定・公表しました。
具体的な修正箇所については資料 3 ページに新旧比較で掲載しております。なお、資料 11-4 には、調達コ
ード第 3 版をつけておりますので必要に応じてご参照ください。

資料 4 ページでは「協会が認める認証スキーム」について掲載しています。調達コードの中で、農・畜・水産物、
パーム油といった個別基準では、持続可能性の観点から調達基準を満たす適合度が高いもの等について認
証スキームオーナーから申請された「認証スキーム」等を博覧会協会が審査し、適当と判断したものを「協会が
認める認証スキーム」等として公表しています。現時点で公表している認証スキーム等は 3 つあり、具体的
には、農産物の調達基準 3 の要件への適合度が高いものとして「レインフォレスト・アライアンス認証」を認めてお
り、ここには国産茶等が含まれます。また、農産物の調達基準 7 についてですが、これは海外産の農産物で
適合度が高いことの確認が困難なものうち、持続可能性に資する取り組みに基づいて生産されトレーサビ
リティが確保されているものとしても「レインフォレスト・アライアンス認証」を認めています。さらに、畜産物において、
アニマルウェルフェアに関する認証として「平飼い鶏卵認証」を公表しています。この他、現在、畜産物において
トレーサビリティが確保されているもの 1 点、水産物において適合度が高いもの 1 点の申請審査を終え、18
日に HP 公表予定です。他にも様々な問合せを受けており、審査の上、適宜更新してまいります。今後開幕
に向けて食を扱う事業者の関心も高まっていくものと思われれます。

次に 5 ページの「2. 調達コードの普及」についてです。これまで協会主催行事や業界団体等が実施するイ
ベント等で、すべての調達案件に調達コードの遵守が求められること、趣旨、守っていただくことや願ひしたい
こと等を具体的にご説明してきました。中でも飲食・物販事業者向けの説明会では、調達コードの趣旨や内
容に加え、今後公表する調達計画書・報告書に記載する内容、推奨基準に積極的に取り組んでいただきた
いこと等についても説明してきました。また、パーム油については、個別基準を策定した背景や、大阪・関西万
博で ISPO、MSPO、RSPO 認証を認めた理由、そして認証油であっても納入事業者が調達コードに記載し
ている内容を確認する必要があること等を、水産物の絶滅危惧種に関しては対象等を例示するとともに調達

予定がある場合には協会に事前相談すること等を、解説資料を用いて伝えてまいりました。これら協会における取り組みの他、自治体からも生産者や業界団体等に対してご説明いただいております。

次は「3. 通報受付対応の周知・運用状況」についてです。調達コードの実効性を確保するため、サプライチェーンを含む調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、適切に対応する調達コード専用の通報受付窓口を7月に設置しました。通報受付窓口を広く周知し利用しやすいものとするため、9か国語のチラシと説明資料を作成し、協会ウェブページに掲載している他、事業者宛にメールで連絡したり、関係者会議やヒアリングの際に工事現場や食堂等での掲示をご相談する等、あらゆる機会を通じてお知らせしてきました。

現在接受している通報は1件です。通報内容は建設資材を製造する会社における不当労働行為に関する申し立てで、先週アドバイザー会議を開催し、処理開始の判断にあたり、通報内容に関連するより詳しい情報を収集中です。本件についてはプライバシーの問題もありますのでこれ以上の詳細情報は差し控させていただきます。

7ページ、8ページは前回ワーキンググループでも示している調達コードの遵守を担保する仕組みを再掲しております。「物品・サービスの調達への導入」としては、仕様書作成時には、入札公告等の関係書類に、調達コードの遵守に関する内容を記載しており、入札時や随意契約の見積取時には、各事業者からチェックシートを提出していただいております。また契約締結時には、各事業者から調達コードの遵守について誓約書を提出していただき、契約書に、調達コードの遵守に関する条項を盛り込むようにしております。

これらの取り組みを実行するのが協会内の各部局になりますので、職員に向けて調達コードの運用に関する説明会も実施しております。

8ページの「参加者への要請」としては、会場整備参加・運営参加等の参加者に対して、上でご説明した内容と同様に、公募要領には調達コードの遵守に関する内容を記載する、参加者から応募時にチェックシートと誓約書を提出していただく、また契約書に調達コードの遵守に関する条項を盛り込む等することで調達コードの遵守を担保するようしております。以上が本資料前半のご説明になります。

加賀谷委員長　ここまでの説明内容につきまして、委員の皆様からご質問、あるいはご意見があればいただきたいと思っております。ご発言ある方は、挙手機能を使用して発言をいただきたいと思っております。発言の際は、カメラをオンにし、終わりましたらカメラをオフにしてください。山田委員をお願いします。

山田委員　一点目に ISO20121 の取得に関して、コメントさせていただきます。サステナビリティマネジメントシステムの認証の取得は素晴らしいことだと思います。かつての大阪万博との比較や、もう一度大阪万博というフレーズがありますが、今回の万博は前回の大阪万博とは何が違うかという視点では、「サステナビリティ」というキーワードがあり、環境、社会、経済に配慮したところが、今回の万博の特徴であり、強みだと思います。そのため、ISO20121 の取得に関して、協会の Web サイトには載せられているかと思いますが、もっと大きくアピールできればと思います。

次に、調達コードの普及に関してですが、今後いろんな活動が続いていきますが、この認証を取ること、我々が調達コードを含む各ワーキンググループで議論している実務がどのように結びついているかを、もう少しうまく世の中に知られるようになればと思っています。こちらはコメントです。

次に、調達コードの普及活動に関するコメントです。協会で様々な取り組みをされて非常にご苦労されていると思っておりますが、まず、この調達コードの普及に関して、説明会等を実施されていると思っておりますが、参加者の反応について教えてください。さらに、7ページで、各部局で、様々な調達をされているので、そこでの契約書における確認やチェックシートの導入をされていますが、こちらについて、難しいかもしれませんが、数や量的なもので、広がりを出すことはできますでしょうか。契約書の数が多ければいいというわけではないとは思いますが、数で取り組みの影響度合いがわかれば良いかと思っております。以上です。

加賀谷委員長　ありがとうございます。事務局からコメントいただけますでしょうか。

事務局 最初の部分は、ISO20121 についてはご指摘を踏まえてアピールはいろいろな方法で検討してまいります。説明会等の反応は、万博ということで比較的意識を高く持って参加をいただいている方もいます。一方で、これまで調達コードというものに慣れていない企業の方もいます。後ほど、資料 11-3 でご説明する予定ですが、ヒアリング等でまだ取り組みができていないようなことがあれば、協会からの指摘や意見を伝えていくところでございます。全般的には、万博ということで皆さん意識を高く、お話を聞いていただいていると認識しております。最後の調達数の量的な広がりや表すことができるのかとのことですが、そちらについては、私たちもチェックシートの提出数をカウントしております。例えば、グリーンスマカニズムの周知の際には、1300 のチェックシートを出していただいた事業者に対して、周知をしております。このような方法で今後もカウントしていけると考えています。

加賀谷委員長 ありがとうございます。今ご指摘いただいた量的なところは、活動の実績を適時適切に把握していくためにも重要だと思いますので、ぜひカバーいただければと思います。高橋委員お願いします。

高橋委員 はい、ありがとうございます。私も山田委員の最後の質問と少し関連しているところです。このチェックシートの部分です。私もチェックシートを拝見させていただきました。このチェックシートは調達コードの各遵守項目に関して、取り組みができていくかどうか、単にできているかだけではなく、理解や体制の有無等について選択肢を用いてチェックし、自由記載欄に具体的な取り組み状況も記載するような内容になっていると思います。このチェックシートの回答状況を教えてください。おそらく、すべての企業が全項目チェックをできている状況でもないと思います。チェックできていない企業に対して、どういう対応をしているのでしょうか。一方で、東京オリパラの際には、特に積極的な取り組みをされた企業の取り組みをまとめた事例集を作成することを ILO と共同で行われたようです。持続可能性に配慮した調達コードを通じて、どのように良い取り組みを促進できたかの内容を外部に示していくことも、今後重要となってくると思います。その点に関して、どのような検討をされていますでしょうか。以上を踏まえ、チェックシートの回答状況と、回答結果を踏まえた今後の対応に関して伺えればと思います。

加賀谷委員長 では事務局からよろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。チェックシートの回答状況については、遵守項目の取り組みについて理解ができているかについては、少なくともすべてチェックをしていただくことを各部署の方で確認しております。その他、様々な項目や自由記載欄の記入は、各々の企業によりそれぞれの回答であることが実情でございます。チェックできていない項目がある企業に対する積極的な働きかけについては、ヒアリング等で接する機会がある場合には、良い取り組み例は、ワーキンググループの資料等でも横展開していくので参考にしてほしいとお伝えする等、具体的なアドバイスをするようにしております。

加賀谷委員長 ありがとうございます。高橋委員、よろしいですか。

高橋委員 今後の良い取り組み事例を収集することは、皆様の取り組みをアピールする良い機会であると思いますので並行してご検討いただければと思います。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。では、有川委員お願いできますでしょうか。

有川委員 ご説明ありがとうございます。私の方からは 4 ページの記載に関してコメントします。個別基準における協会が認める認証スキームについてお伺いしたいと思います。もし可能であれば、先ほど、この他にも検討していらっしゃる認証スキームがあるとおっしゃっていたと思いますが、例えば、どのようなものを検討されているのか教えていただけますでしょうか。このワーキンググループの議論の中で、例えば、畜産物のところで、以前ご提案を差し上げたのは地鶏の定義について、平飼いにおいて活用できるのではないかとお伝えしました。例えば、そのようなものも検討されているかどうかです。また、農産物のところでフェアトレード認証の話が上がっていると思いますが、例えば、フェアトレード認証は、検討対象に入っているかどうかを教えてください。

さらに、次の 5 ページについて、多様な説明会を行われていますが、調達コードの検討をする際に、調達コードにすべての詳細を書き込めないで、説明会でカバーしますとおっしゃっていた点がいくつかあったと思います。この場ですぐにお答えされるのは難しいかもしれませんが、結構大事なポイントがあったと記憶しており、そのあたりについて、説明会でどのようにカバーされているかを教えていただければと思います。

最後は質問ではなく、コメントになります。他の委員方もおっしゃっていたように、ISO20121 の取得をはじめ、様々なサステナビリティの取り組みをされているかと思いますが、いろんなところでもう少し万博を通してサステナビリティへの取り組みをされていることが聞こえるといいと感じています。ある新聞にて、人権についてすぐ積極的に取り組んでいることが記事になっていたのを拝見し、とても素晴らしく嬉しく思いました。しかし、もっとワーキンググループ等で議論されているような取り組みがメディアでも伝えられてもいいのではないかと思います。一般的なお店で目にする耳にすることが少ないような気がしています。PR は難しい点かと思いますが、魅力の 1 つかと思います。そのため今後、取り組んでいただければと思います。

加賀谷委員長 質問及びコメントありがとうございます。事務局から質問にお答えいただけますでしょうか。

事務局 まず、協会が認める認証スキームについてですが、今月 18 日に公表予定です。内容は今の段階で申し上げにくいのですが、例えば東京 2020 大会で申請があったものも含め、検討しています。地鶏の定義についてご提案ありがとうございます。こちらフェアトレードに関する認証と同じ回答になってしまいますが、協会が認める認証については、スキームオーナーから申請いただいて、それを認めることにしており、申請があれば検討したいと思っております。ただ、今のところ地鶏に関するものやフェアトレードに関するものが、まだ協会に申請がない状況かと認識しております。

次に説明会等の内容につきましては、先ほど少しご説明をいたしました。主なものはパーム油であったと認識しております。先ほどの説明と重複するかもしれませんが、パーム油を個別基準と定めている背景や、3 つの認証をなぜ協会が認めたかというところ、どのように事業者が確認するかというところを解説にも記載をしていますが、飲食事業者には解説をすべて見ていただくことが難しいと思いますので、解説の該当ページを抜き出して、飲食事業者に説明することを心がけております。先々週、飲食事業者に説明する機会がありましたが、今後も随時実施します。個別のヒアリングもこれから進めていくところです。そのあたりを丁寧に説明したいと思っております。

加賀谷委員長 ありがとうございます。有川委員、よろしいですか。

有川委員 はい、ありがとうございます。

加賀谷委員長 では、崎田委員お願いいたします。

崎田委員 簡単に 3 点お話ししたいと思います。1 点目は、すでに山田委員がおっしゃっていた ISO20121 の取得に関して伺います。こちらを取得されたことは大変素晴らしいと思います。きっと、こちらの審査の過程で大変苦労もあったのではないかと思いますので、例えば、その審査の中で皆さんが、このシステムとして強化をされたこと等、何か印象的なことがあれば、具体的に教えていただければと思います。

2 番目です。先ほど、持続可能性に関してもっと発信されると良いとのご意見もありました。ぜひ、記者会見等、協会が定期的になさっていると思いますが、その時に準備状況を発表される方だけではなくて、例えば、必ず持続可能性部長が出席されて、持続可能性の取り組みを 1 つでも 2 つでも必ず発信するなど、何か公式な記者会見の時に必ずコメントする仕組み等を入れていただいたらどうかと感じました。3 点目は次の議題で質問させていただきます。

加賀谷委員長 ありがとうございます。では事務局から質問に対するお答えをいただければと思います。

事務局 今年 6 月から 7 月を中心に、ISO の外部審査を受けました。その時は、世の中への SDGs 浸透もあって、非常にスムーズにきました。いくつかの点で指摘が確かにありました。例えば、採用するボランティアも含め、多様性の配慮等に対してさらに気をつけてほしいというご指摘がありました。

次に、記者会見について毎回実施することは難しいと感じていますが、今後脱炭素を中心とした環境に関しての発表機会の場を設けていけたらと考えております。また、食品について博覧会協会全体で PR する場を持つことについて協会内で議論しております。その際には必ず持続可能性の配慮が適切に伝わるように我々からも強く主張したいと思います。

加賀谷委員長 ありがとうございました。では、富田委員お願いいたします。

富田委員 ご説明ありがとうございました。コメントと質問が 2 点ございます。1 点目は、先ほど有川委員からご指摘があった認証に関して伺います。着実に準備が進んでいることは、喜ばしいと思います。調達コードは必ずしもこの認証を取得した物品でないと調達しないというわけではないと理解していますが、協会が認める認証スキームを定義していることは、積極的に後押しをするという努力は非常に重要であると思いますので、この辺について実際に入札があった時にどの程度考慮するかについて、考え方があれば教えていただきたいと思います。また実際に、どのタイミングで認証品の調達に関する取組みが見えるようになるのか教えていただければと思います。もう 1 点は、先ほどの委員の話とも通ずるところですが、例えば、認証の対応状況を「大阪・関西万博」が終わってから開示しても手遅れだと思います。現在進行形でいいので対応状況を刻々と開示して、記者会見ができるかどうかは別として、Web サイトで開示することも可能と思います。調達コードの対応状況や先ほどすでに通報が 1 件きている話がありましたが、グリーンバンスメカニズムの状況等について随時情報をアップデートしていく必要があると思います。それにより、より認知も広がり、対応もより進んでくることとなります。ぜひ、そういうことを積極的に実施いただければと思います。

加賀谷委員長 ありがとうございました。では、認証に関する考え方について、事務局からお願いいたします。

事務局 富田委員ありがとうございます。協会が認める認証スキームのところ、積極的に後押しをするべきことについてご意見いただきありがとうございます。事業者は決まってきましたが、決定プロセスにおける評価ポイントの 1 つに持続可能性に取り組む内容もあげられます。そこでは、調達コードを遵守することや、認証品も含めて調達いただけることを前提に決定してきました。もう 1 点、決まった後は協会が飲食事業者向けに個別の説明会を行うことや、各種説明会を行うことを予定しています。その中で今回のように追加で決まった認証についても、伝えてまいります。認証品等で必ず調達しなくても良いような仕組みにはしているものの、基本的には適切に調達コードに記載された認証品等の調達を行っていただくことを我々の口から伝えるようにしています。それでも、季節的なものや調達が難しい物品の場合は、調達計画書・報告書にその認証等の基準に基づいた調達ができなかった旨を記載いただくことをお願いしています。PR については、積極的に HP の更新等を含めて実施したいと思います。

加賀谷委員長 ありがとうございました。富田委員、よろしいですか。

富田委員 はい、ありがとうございました。

加賀谷委員長 その他どうでしょうか。ご意見、あるいはコメントのある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。委員の皆様は、おそらく定量的な把握の部分と訴求の部分、そして、具体的な運用のところについて、ご関心をお持ちになられておりますので、引き続きそこはサポートいただければと思います。よろしく願いいたします。では、資料の続きのご説明お願いしたいと思います。

事務局 それでは、資料 9 ページの「6.博覧会協会における遵守状況の確認」から説明します。前回、今年 2 月の第 10 回調達ワーキンググループでも説明しましたが、調達コード遵守に関する取り組み状況等を確認することを目的として、サプライヤー等へのヒアリングを継続して実施しています。

ヒアリングを実施するにあたり、全数に実施するのは数が多いため、何か問題が起こった時の影響の大きさ、リスクの高さを考慮してヒアリング対象案件を選定しています。

前回のワーキンググループで、ユニフォームやパビリオンについても調達コードを遵守できているか確認が必要、とのご意見をいただきました。そちらも参考にして、下の表に記載しています、協会発注建築工事、パビリオン、ライセンス事業者、ユニフォーム製造事業者を対象にヒアリングを実施しています。

協会発注建築工事につきましては、全数 32 件に対し、規模の大きい工事から優先的に実施してこれまでに 12 件実施。パビリオンについては、国内・民間パビリオン 17 件中これまでに 7 件実施しました。ライセンス事業者については、全数 204 件から、人権・労働面のリスクを考慮して、海外で製造、国内で外国人労働者を雇用、また遵守が比較的難しいと想定している個別基準の対象物品を調達する等の観点で対象を選定しており、これまでに 14 件実施しております。またユニフォームについては、公式ユニフォームを製造する事業者を対象にこれまで 8 件実施しています。なお、協会発注建築工事、国内・民間パビリオン出展者、公式ユニフォーム製造事業者については全件ヒアリング実施を予定しています。ヒアリングでは主に、作業員の労働や人権に関する事項、通報受付体制の整備状況、個別基準対象物品の調達状況について確認しています。

また、前回のワーキンググループで、ヒアリングについて第三者のチェックが必要とのご意見をいただきましたので、専門家として博覧会協会が持続可能性に関する取り組みの支援を業務委託している会社の社員がヒアリングに同席して適宜意見をいただく、又は、ヒアリングに同席できない場合は結果を報告して意見交換する等を行っています。ヒアリングの結果、取り組みが不十分と思われる点については、専門家の意見も参考にして助言を行う、追加での調査を依頼する等の対応をしています。またヒアリングで各事業者の良い取り組みも確認し、共有できるものについては、他の事業者への助言に活用する等しています。

それでは 10 ページからヒアリングの結果について報告します。資料の中で「建築工事」と「製造工場」と記載しているものについて、協会発注建築工事とパビリオンの建築工事に関する内容は「建築工事」、ライセンス事業者とユニフォーム製造事業者のヒアリング内容は「製造工場」と整理しています。

資料 10 ページから、ヒアリングの実施結果について報告します。各項目の主な取り組み内容の中で、「良い取り組み事例」と、取り組みが不十分と思われるものやこちらから情報提供を行ったものについて「協会から指摘・情報提供を行った事例」と整理して記載しています。

まず「通報受付対応の体制整備」に関するヒアリング結果について報告します。通報受付については、従業員や社外からの通報受付体制の整備状況、報復行為禁止をルール化して公表しているか、通報受付窓口を従業員に周知しているか等をこちらから質問し、その結果について記載しています。

10 ページでは「建築工事」の通報受付対応に関するヒアリング結果を記載しています。良い取り組みとしては記載の通り、通報窓口や報復行為禁止を HP で公表する等の取り組みがありました。また協会から情報提供を行った事例として、会社とは別にパビリオン用の通報窓口設置を考えている事業者に対して、窓口は複数示すことが有効であると伝え、協会の通報受付窓口を案内するポスターを紹介しています。

続いて 11 ページの上部では「製造工場」の通報受付対応に関するヒアリング結果を記載しています。良い取り組みは記載の通りです。また、協会から指摘を行った事例として、小規模事業者の事例ですが、風通しがいいので報復行為はあり得ないと考えている、との回答に対し、従業員が安心して通報できるようルール化し周知することが重要、との専門家からのご意見を情報提供として紹介しています。

ページ下部は、「長時間労働の抑制」に関する取り組みで、こちらから、建設業の「働き方改革」に関して会社として具体的に取り組んでいる事例について質問し、その回答を記載しています。書類の簡素化や、ICT 活用、現場の事務負担を軽減するために支援部隊が書類作成業務を支援する等、各社の取り組みを確認しています。

12 ページでは「建築工事」の職場の安全・衛生に関するヒアリング結果を記載しています。協会から、作業員の労働環境に配慮した取り組み、事故災害防止、作業員の安全向上のための取り組み、作業員の健康状態や労働環境に問題がないかを確認する方法について質問し、その結果について記載しています。こちらに記

載の通り、熱中症対策や休憩場所等の充実、安全対策や作業員の健康状態確認等、各社が積極的に取り組んでいる状況を確認しています。なお、こちらの内容に関連して、後ほど別資料により事例を紹介します。13 ページでは「製造工場」での職場の安全・衛生に関するヒアリング結果を記載しています。こちらからの質問は前のページの「建築工事」と同様の質問内容と、それに加えて製造を外部に委託している場合には委託工場への監査の実施状況について質問しています。「良い取り組み事例」として、安全・衛生に関して取り組んでいること、人権に関連して差別的取り扱い禁止のポスター掲示、委託工場への監査の実施状況等について記載しています。

14 ページでは「製造工場」での職場の安全・衛生で、協会から情報提供を行った事例を記載しております。監査マニュアルを作成していない事業者に公開されているマニュアル例を提供した事例、今後監査等取り組んでいくという申し出に対して確認するためのチェックリストを提供した事例等について記載しています。

15 ページでは「建築工事」での外国人作業員に関するヒアリング結果を記載しています。ヒアリング内容は、外国人作業員の日本語理解度を確認しているか、注意喚起看板等に母国語を記載する等の配慮を行っているか、技能実習生等が不当な扱いを受けるような条件で契約していないことを監理団体等を確認しているか等について質問し、その結果について記載しています。「良い取り組み事例」として、日本語の理解度が低い作業員に対して作業時にペアを組む、看板等で工夫する等の取り組み、技能実習生の受入書類を確認したうえでの受入実施、全ての外国人労働者に対して元請から監理団体等を確認等の取り組みについて記載しています。

16 ページの表の上部は「建築工事」の外国人作業員に関するヒアリングで、協会から指摘を行った事例を記載しております。「協力会社が採用する技能実習生について、元請から協力会社に対して個別の工事案件ごとには確認していない、会社として協力会社に対して人権配慮等の申し送りはしている」との回答に対し、技能実習生に対して不当な取扱いがないことを担保するために、元請事業者として確認してもらいたい、と指摘した事例を記載しています。

また口頭のみのご紹介となりますが、建築工事の外国人作業員に関するヒアリングに関連して、万博の建築工事における外国人作業員の人数、比率について確認しています。確認方法は、ヒアリングを実施した事業者に対し、各工事に従事する全作業員の人数と、そのうち外国人作業員の人数について確認しました。この調査結果から、外国人作業員の比率は5%程度と認識しています。また万博の建築工事における作業員登録者数の全体は5000人程度と確認しています。続いて表の下部は、「製造工場」の外国人作業員に関するヒアリング結果です。「良い取り組み事例」として、契約書は母国語で記載されていることを確認、技能実習生を雇用する工場を重点的に監査している等の事例を記載しています。

ここで、「建築工事」の職場の安全・衛生に関連しまして、参考資料11-2「大阪・関西万博の建設現場における安全対策について」を紹介いたします。こちらは明日開催します、第2回人権ワーキンググループで紹介する資料から抜粋したもので、今回のヒアリング内容に関連するものをここで紹介いたします。本資料は、先程、議題(1)で紹介しました、ISO20121の認証を取得するにあたり、建築工事事業者から提供された情報により作成しています。2ページ目で、万博工事エリアのうち「北東工区」の事業者から提供された安全・暑熱対策について紹介しています。先程のヒアリング結果でも一部紹介しましたが、事故防止対策、熱中症対策について、記載のような取り組みを実施されています。3ページは、「北東工区」の熱中症対策についてマップに記載したものを紹介しています。4ページは、この工区における2023年度、2024年度の事故件数について記載しています。熱中症対策は先程からの説明の通り各事業者により行われていますが、それでも熱中症は発生しています。事故が発生した際には速やかに対応し、いずれも軽症、不労災害であったことを確認しています。5ページは、「北東工区」以外の工区の安全対策について記載しています。いずれの事業者も熱中症対策や労働環境の改善に取り組んでいることを記載しています。

資料 11-3 に戻りまして、先程の続き、17 ページから説明します。博覧会協会における遵守状況の確認としまして、ここからは個別基準に関する確認について紹介します。まず個別基準「木材」について、大屋根リング木材及びコンクリート型枠合板の調達状況の確認結果について紹介します。前回、第 10 回ワーキンググループでは、大屋根リング木材とコンクリート型枠合板について、建築事業者に調査票を用いて確認した結果について報告し、今後のヒアリングで補足確認する、としていました。今回、大屋根リングを施工する 3 つの工区の事業者にヒアリングを実施しました。このヒアリングの際、こちらから、建設材料として調達する木材およびコンクリート型枠合板が個別基準「木材」に適合することをどのように確認するか、調達先に調達コードの内容をどのようにして伝えているか、について質問し、その結果について下に記載しています。記載の通り、リング木材については、個別基準「木材」に記載の認証材を使用している場合と、認証材ではない木材を使用している場合があり、認証材でない木材を使用する場合は個別基準「木材」の別紙に示す方法で確認しています。またコンクリート型枠合板については、各事業者とも再使用しており、転用状況について事業者から記載のような回答がありました。また伐採時の合法性の確認についても事業者からこちらに記載のような回答がありました。いずれも前回報告しました調査票による確認結果を補完する回答内容となっています。また調達コードの調達先への伝達については、各事業者とも調達先に伝達しており、伝達方法については記載のような回答がありました。

18 ページでは、前のページで紹介しました大屋根リングを施工する事業者以外も含めた各建築工事事業者に、木材に関するヒアリングを実施した結果について記載しています。建設材料の木材、コンクリート型枠合板について、前のページで紹介した回答と同様、認証材を使用、あるいは認証材でない場合は調達コード別紙に基づき確認する、コンクリート型枠合板については再使用し、合法木材であることをスタンプ等で確認している等の回答がありました。

19 ページでは、コンクリート型枠合板について協会から指摘を行った事例として、合法木材であること等を確認はしているが書面を入手していない事業者に対し、書面を入手するよう依頼した事例について記載しています。また表の下部では、その他として、ライセンス事業者のヒアリングで、商品ケースの木材について証明書をもらっているとの回答があり、商品ケースは個別基準「木材」の対象ではないが、良い取り組みであることを事業者へ伝えた事例について記載しています。

20 ページでは、個別基準「紙」について、ライセンス事業者にヒアリングした結果について記載しています。協会から、個別基準「紙」の対象となる紙を調達する場合、個別基準に適合することをどのように確認するか、と質問し、その結果について記載しています。良い取り組み事例として、万博の調達コードをきっかけに紙を扱う際にはすべて認証紙を使用する予定、5～6 年前から取引先の指定で認証紙を使用するようになった旨を記載しています。また協会から指摘・情報提供を行った事例として、今は認証紙を使用しているが今後は認証紙以外も使用予定との回答に対し、認証紙以外も使用可能であるが、その場合、個別基準「紙」の別紙を受領し保管するよう依頼した事例について記載しています。また、博覧会協会がポスター・チラシを調達した案件について、前回第 10 回ワーキンググループで各仕様書の記載内容を確認した結果について報告しましたが、今回、それ以降に調達した 6 案件について同様の方法で確認したところ、6 件すべて、仕様書で認証紙の使用を指定していました。なお、確認した案件での累計は、ポスター約 72 万枚、チラシ約 35 万枚になります。最後に、21 ページで、個別基準「農産物、畜産物、水産物、パーム油」について、パビリオン出展者にヒアリングした結果について記載しています。なお、食品関連の出展については、各事業者とも出展内容の詳細がまだ決まっておらず、今年度下期に改めてヒアリングする予定としており、今回はその予備調査として、個別基準「農・畜・水産物、パーム油」の対象となる物品を調達する予定はあるか、と質問した結果について、「良い取り組み事例」「指摘・情報提供を行った事例」としてそれぞれ記載しています。

加賀谷委員長 ありがとうございます。それでは、資料 11-3 の 6 について、実際の遵守状況の確認につきまして委員の皆様からコメント、あるいはご意見ございましたら挙手機能を使ってご意見をいただければと思います。山田委員、お願いいたします。

山田委員 ご説明いただきまして、どうもありがとうございました。まず 1 点目です。現場で調達コードの遵守についてどのように実施しているかを調査していくことは大事だと思いますが、ヒアリングの項目について、大項目は先ほどスライドで見せていただきましたが、どのような質問構成になっているか、ヒアリングシートがあればとそちらをご共有いただくことは可能でしょうか。調達コードのチェックシートはありますが、そちらは非常に大きな枠組みで質問されているので、どのようなヒアリングの仕方をされているかも、少し詳しく教えていただきたいです。書面でまずヒアリングシートの記入を依頼されていて、その後オンサイトで確認されたのかをお聞きしたいです。

2 点目は、数字の確認です。ユニフォーム事業者を 8 件ヒアリングされたとのことですが、ユニフォーム事業者は、製造事業者が何件あるうちの 8 件だったのでしょうか。それから建築に関する外国人の比率について、全体の 5% だとおっしゃっていましたが、登録をされている人数としては 5000 人と聞き取りました。これは実態として 5000 人の外国人労働者の人が現場にいるのかを教えてください。

3 点目は、ヒアリング結果の内容について、一番の由々しき状況だと思いましたが 14 ページの協会から指摘された事例で、ユニフォームの縫製の方で海外委託しているものの、調達コードについて取引先にも労働人権配慮を求めていくことについて、この契約者は認識をしていなかったというものです。これは、つまり、協会の調達コード自体の理解がされていないことが原因と考えられます。直接の契約者の先のサプライヤーに対してどうしていくかが、この調達コードの一番の肝であり、難しさでもありますが、強化をしていかなければこの調達コードの意味がなくなってしまいます。そのため、こちらには非常に注視しなければならないですし、厳しく見ていかなければならない状況ではないかと感じています。

加賀谷委員長 ありがとうございます。では、事務局からお答えをいただければと思います。

事務局 山田委員ありがとうございます。まず 1 点目のご質問について、ヒアリングするにあたり、どういった質問をしているか、具体的な質問項目について、細かい項目をこの場でご提示することは控えさせていただきます。実施方法だけ、ご説明させていただきます。まずヒアリングするにあたり、各事業者事務局から「事前質問票」をお送りしております。この「事前質問票」の中で、ヒアリングの意図と議題をあらかじめ伝え、それに対して先方からヒアリング前に回答いただいております。その回答いただいた内容に対して、ヒアリングの中でその内容を確認する方法で実施しております。次に「どういった質問をしているか」というご質問ですが、「事前質問票」をこの場でご提示することは控えさせていただき、口頭で説明いたします。例えば、今表示している外国人労働者に関することと、外国人作業員がいる場合に日本語の理解度を確認しているかという質問や、また、日本語理解度が低い作業員がいる場合にその外国人にどのような配慮を実施しているか、技能実習生その他の外国人に対して不当な扱いを行っていないかどうかを監理団体や仲介業者に確認しているか、さらに外国人労働者と契約するにあたって母国語で契約書は記載されているか等を「事前質問票」で確認しております。安全衛生(P12)につきましては、建築現場でしたら、作業員の労働環境についてどのような配慮をしているか、作業員の安全衛生向上のためにどのような取り組みをしているかについて質問しまして、それに対して、まず回答いただいて、さらに改めてヒアリングで確認することをしております。申し遅れましたが、チェックシートと「事前質問票」あわせてヒアリングをしております。チェックシートの中で確認しきれない項目、あるいは我々として重点的に聞きたい内容は、「事前質問票」で質問するようにしております。チェックシートのうち人権労働に関するところ等を重点的に「事前質問票」で質問し、その取り組み状況についてヒアリングで確認するという方法で実施しております。先ほど申し上げた「事前質問票」の質問内容につきましては、先ほどご紹介いたしました専門家にも確認して、このような事前質問をしてはどうかというアドバイスもいただきながら、事前質問の内容について決定しております。以上が 1 番についての回答になります。

山田委員 1 番について私からさらなるコメントですが、つまり、私たちが作った調達コードがあって、それを具体的に企業としてはどうやって実務として落とし込んでいくかが私たちの確認したい具体的な内容であり、「事前質問票」の中に記載されているのかお伺いしたいと思います。今回、そのヒアリングの材料として、事前質問表を作られましたが、つまりそれは、我々が調達コードの遵守として具体的にやってもらいたいということであり、この質問自体が的を射たものでなければならず、また、何か取りこぼしがあってはならず、かつ我々がやってほしいことを促す質問内容になっている必要があります。また、その質問内容は公開されていないとのことですが、企業側として、この事前質問が来ることにより、調達コードを遵守することは具体的にどのような実務であるべきなのか、より分かる形で伝わるとよいと思いますので、事前質問についてお伺いしました。次の質問の回答をお願いできますか。

事務局 2 点目の質問についてです。ユニフォームの事業者でヒアリングを実施したのは、今現在 8 件ですが、こちらのユニフォームは博覧会協会の各部局から順次発注しており、全数がいくらになるかは我々もまだ把握できていない状況です。順次、確認でき次第ヒアリングを進めていきたいと考えております。外国人、作業員の比率については、確認方法について改めてご説明いたします。まず全数 5000 人とお伝えしましたが、これは万博の工事で設置して入場管理をしている顔認証システムに事前に登録している作業員全体の人数です。こちらは、9 月末時点の作業員の人数となっています。一方、顔認証システムでは、外国人作業員がどれだけ登録しているかを把握できません。そこで、外国人の人数の把握は、我々が実施した事業者に対するヒアリングにより確認しています。ヒアリング内容は、この工事案件の中で全体作業員は何人いますか、そのうちの外国人作業員は何人いますか、という内容を質問しました。各社が確認した結果を集計すると外国人の比率が約 5%でありました。つまりヒアリングした中での比率で言うと 5%です。先ほどの全体 5000 人に対して 5%かはデータ上、我々も把握ができていない状況です。

山田委員 はい、わかりました。

事務局 さらに 3 点目の調達コードが認識されてなかったということですが、資料上の記載の仕方が必ずしも正確ではなかったかもしれません。この点、ヒアリングで初めて気付いたということではなく、調達コードをきっかけに気づき、実施すべき内容を理解したという意見と我々は受けとめております。これまで調達コードを守らず、ヒアリングを受けて初めて守ろうと思ったというものではなくて、この調達コードをきっかけとして、配慮しないといけない内容を認識し、さらにこのヒアリングを受けて、改めて監査の必要性等も認識したといったご意見だったと受けとめております。

山田委員 3 点目について、特に海外での委託やアパレル製品に関しては、劣悪な労働状況等が調達コードからの逸脱として起こりやすく、リスクの高いセクターと製品の 1 つと認識しています。このため、調達コードについては引き続き契約事業者の方々にもリマインドを続けていただけたらと思います。ありがとうございました。

事務局 はい、ありがとうございました。

加賀谷委員 山田委員のご発言に関連して、いわゆる事前調査票をオープンにされていないのは何か理由があるのでしょうか。

事務局 そちらについては整理します。

加賀谷委員長 では、次の質問に移ります。

崎田委員 ご説明いただいたヒアリングについては大変だったと思います。ありがたく感じています。多くの事業者が、本気で取り組まなければならないことだと認識してもらえるように、意識を高めていただければと思います。前回のこの調達ワーキンググループの時に大屋根リングのお話が出てきました。木材の調達は非常に重要で社会からの関心も高まると思います。前回もう少し具体的な内容をきちんと詰めてほしいとお話をさせていただきましたが、今回個別状況については、木材の話が上がっており大変素晴らしいと思います。17 ページに関して、主な確認内容のブルー箇所の網掛けの上から 2 行目に、認証材ではない場合は個別基準の「木材」の別紙に

示す方法に基づき実施していると書いてあります。調達コードでは認証材ではない時には別紙をクリアしていればよいと書いてあり、内容的にはわかります。ですが、後々、これが公開情報になる際を見据え、もう少し別紙の中にも1つの方法だけではなく、森林組合がきちんと持続可能性計画を立てているのか、お墨付きがあるのか、納入業者がきちんと確認した書類持っているのか等、様々なケースが書いてあった方が良いと思います。そのため多くの関心のある方が、こちらをご覧になった時に、もう少し具体的な情報を入れておいていただいた方が、どのように担保しているかという事実がよくわかるのではないかと感じました。そのため、具体的な情報の記載ができないかを質問させていただきたいと思います。なお、後々ヒアリング内容の情報公開の時期については、すでに特定のHP等で開示されているのか、開示予定であるのか、開示未定なのであるかはわかりかねるところですが、今後開示していくことになると思います。本日投影いただいた資料が情報公開の本文であれば、先ほど申し上げたように、こちらの書類をもう少し丁寧に作っていただく方がいいと思います。

加賀谷委員長 はい、では事務局お願いいたします。

事務局 ご意見、誠にありがとうございます。改めて委員のご指摘を受けまして確かに我々もそのように思いました。こちらの別紙で記載されている方法については、本資料に具体的に書かれておりませんので、別紙の具体的な内容にかかる表現方法を検討いたします。また、2点目にございました、この情報をどのような方法で公表しているのかということも検討させていただきまして、よりよく情報開示できるように進めたいと思います。

崎田委員 よろしく申し上げます。

加賀谷委員長 ありがとうございます。では、門田委員お願いいたします。

門田委員 かなり広範囲に様々な調査、ヒアリングしていただき非常に良い取り組みと感じます。結果として今のところ大きな問題があまり出でならず、また良い事例が多く出たことは非常に良かったと思っています。ここで、2つ質問です。ヒアリング結果について、何個か指摘事項が出ています。その内容を見ると、それほどクリティカルな問題ではないですが、例えば、マニュアルを作っていない、通報制度についての客観性や秘匿性が担保されていない等の問題があったと思います。このように指摘されたことに対して、是正処置が一番重要であり、これから各企業が対応策を実施されるかと思いますが、協会としてはそれをどのようにチェックしていくのか、何回か同様の指摘を受けても是正しない業者に対して、どのような対応をされていこうと考えているのか教えてください。2つ目の質問です。今回、まだ初期段階のヒアリングですが、これから建設が進んでいく中で、今回の回答では時間的に余裕があるという回答があったようですが、今後は厳しくなるのではないかなと思います。その時に、我々の調達コードを守って、人権を守っているような対応をしているのかというチェックをもう一度される予定があるのかお伺いできればと思います。また、調達に関しては、サプライヤーの皆様は今後万博が始まってからが忙しくなり、調達数を揃えなければならない中で調達コードを守れないという可能性が出てくると思います。そこに対する調査や是正処置は何か考えられているのでしょうか。この2つについてお願いいたします。

加賀谷委員長 では、事務局からお願いいたします。

事務局 門田委員、ありがとうございます。まず、マニュアルを作っていない点や通報受付についてご指摘いただきました。調達コードにつきましては「何々しなければならぬ」というものと、「何々すべき」というものがござります。「何々しなければならぬ」の項目については遵守できていない場合には、我々から指導した後、それを適切に改善できているかというフォローを行いたいと思います。「すべき」となっている点につきましては、我々からご助言を差し上げたという認識を持っておりまして、今後そのような対応をしていきたいと思っております。建築が進んでいく上で、調達コードの遵守状況については、適宜、我々も危ないと思う点については、積極的にヒアリングを行うことを予定しております。そのあたり見極めながら検討したいと思っております。会期が始まって守れていないものがないかという調査につきましては、特に万博が始まった時には、飲食関係、食品関係の調達状況をしっかり確認します。例えば、絶滅危惧種等が不用意に使われている等、事前に我々に届け出なく使っているような事例があると我々も非常に困りますので積極的に調査を行います。

門田委員 はい、よくわかりました。ただ、今のところクリティカルな問題で「何々しなければならぬ」というところに違反している企業が少なかったようですが、今後出てくる可能性は無きにしも非ずです。それに対する是正勧告等の措置も考える必要と可能性があると思います。ヒアリングやモニタリングは常に実施頂けますよう、よろしくお願い致します。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。

1 点目の「すべき」というところですが、その意味では助言というところで留まっていることではあるのですが、門田委員もおそらく同様と思いますが、少なくともどう対応したかの情報収集はされたほうがいいと私自身は感じました。2 点目も忙しいがゆえに実施できない側面はあるとは思いますが、サンプリング等の方法で創意工夫をお願いいたします。門田委員よろしいですか。

門田委員 はい、その通りです。ありがとうございます。

加賀谷委員長 では、高橋委員お願いできますでしょうか。

高橋委員 私の方から 3 点ご質問させていただければと思います。まず 1 点目は山田委員への説明と多少し関連しますが、特にライセンス商品やユニフォームに関して、ライセンシー等に対して製造にあたって、海外、特に新興国途上国の工場に委託しているか、国内で委託をしている場合にも、技能実習生等外国人労働者が関与しているかを質問しているかについて教えていただきたいです。まだ十分でないということがあれば、万博のテーマである「いのち輝く未来社会へのデザイン」に関連し、強制労働のリスクについては一番レピュテーションリスクも大きい部分でありご確認をいただきたいです。そちらが質問 1 点目です。

2 点目は崎田委員へのご説明にも少し関連する部分であります。特に木材の部分です。もちろん認証材を使っていることに関して、ご確認をされているという部分があると存じますが、認証材以外で例えばコンクリート型枠等では、認証材ですべてを調達できることではないと思います。その際にヒアリングだけで確認をされているのか、この別紙に書いてある要件に関して、客観的な資料の確認を取られているのかを伺えればと思います。すべてのヒアリングで客観的な資料を徴求することは非常に難しいというところはわかりますが、ただこの木材の部分、オリパラ等でもいろいろ言われた部分でありますのでこのリスクが高そうな部分に関しては、客観的な資料の徴求等も、今後ご検討していただければとご質問とコメントさせていただきました。

3 点目は、建設やアパレルまた木材等に関してはヒアリングを実施し非常に評価できる部分だと思っておりますが、食品においては特にパーム油や水産等に様々なリスクがあるかもしれません。有川議員からもお話あるかもしれませんが、その点に関してどういう形でヒアリングをされるのかということをお教えください。

最後の質問です。チェック対応に関してすべての事業者に対しヒアリングを一様にするのは非常に難しいと思いますので、リスクの高さに応じて対応していただくことは合理的だと思います。そのため実施方法は適切だと思いますが、そのリスクの高さはどのように検討しているのか教えていただければと思います。おそらく人権の部分では人権デューデリジェンスの中でのリスクの高い分野を把握していると思います。ただ、持続可能な調達コード自体はそれ以外の分野も含んでいると思っておりますし、人権にも関連して、オリパラでも問題のあった贈収賄の問題等ありますので、いろいろな問題も含めて、どのような形でリスクの高さを検討されているのか、できれば、そういう部分をより明確にした上で、この調査ヒアリングの方針を明確にさせていただくのも 1 つの工夫の仕方かと思っております。以上について可能な範囲で教えていただければと思います。

加賀谷委員長 ありがとうございます。では、事務局お願いいたします。

事務局 まず、ライセンス商品やユニフォームですが、海外で製造しているか、国内で外国人労働者がいるかについて聞いています。まずはチェックシートをもとに海外製造があるかを確認しています。また、日本で製造する場合は外国人労働者がいるかもチェックシートで確認しています。海外製造の場合は、海外工場の規模、工場の従業員数や国籍の内訳等を聞いています。また、日本で製造している場合についても同様の質問をしており、工場での外国人労働者数、国籍の内訳等、非常に細かく聞いています。

2 点目の木材のヒアリングの資料徴求等についてです。木材については現在ウェブでヒアリングを行っているところであり、現時点で資料の現物をお見せいただくことは難しいです。何社かの事業者のヒアリングでは、ウェブ会議の中で紙を実際に画面越しに見せていただいて確認が取れました。今後、タイミングを見ながら、実物の徴求などもリスクの高さに応じて検討しようと思います。

3 点目、食品のヒアリングについては、現在「事前質問票」の内容を検討中です。今まで、農・畜・水産物・パーム油について認証を使用してきたか、どういものを用意しているか、何トン調達予定か等をヒアリングしていきたいと考えます。

4 点目について、すべてのヒアリングが難しいという点についてご理解いただいております。現段階では、建築が進んできたところなので、人権・労働・木材を中心に聞いてきました。人権・労働については委員の方々からこれまでご指摘があったので、ライセンス商品・ユニフォームなどで確認を行っています。「経済」の項目についてはチェックシートに記載があるので、質問できる範囲で確認しています。今後のヒアリングは、飲食と催事の事業者が増えてくると思いますし、いずれも小規模事業者・短期間関わる事業者が出てくる可能性も考えられるので、人権・労働・個別基準が中心になると思います。「経済」の観点についても確認したいと考えています。

高橋委員 具体的な回答をいただきありがとうございました。リスクの高さに関してはもちろん協会にてご検討されるかと思いますが、この持続可能な調達ワーキンググループは、リスクの高さに関して外部から第三者的な評価をする場だと思えます。委員の方々からあがった「ここはリスクがある」ですとか、「より調査した方が良い」といったご意見を踏まえ、リスク評価における重点的に対応すべき項目を明確化し、さらにヒアリングや調査をしていただくことを期待しております。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。では、富田委員お願いいたします。

富田委員 11 ページに関して「報復の禁止については社内規制として、定めていないため、やっていないしあり得ないと考えている」というのは、こういう発言は、極めて危険であり、そもそも調達コードの趣旨を理解していないのではないかという気がします。この辺について適切に教育を実施いただく必要があるかと感じました。このヒアリングは非常に大変な作業かと思えます。先ほどの高橋委員もおっしゃっていましたが、多くの企業は真面目に回答しているとは思いますが、表面的な会話だけだと事実関係が本当かわからないことがあると思えます。このため、監査までとはいかないですが、ある程度可能な部分に関しては証拠を確認する等、少し踏み込んだ方法で実施されてはいいかかと思えます。万が一、何か問題があれば、次のステップに進んでいくことも考慮しても良いのではないかと思います。

次に、博覧会協会のルールがどのようになっているかわからないのですが、例えば、直接の取引先のサプライヤーの情報の開示ができないことについては問題だと思っています。特にグリーンバンスメカニズム等を考えますと、取引関係がわからないと通報ができません。積極的に公開したものなのかはわかりませんが、大屋根リングの建築を請け負ったゼネコンはニュース等で社名が公表されています。木材の調達に関しては認証材であることや、どの木材であるかも含めて、ある程度大きな企業に関しては可能な限り詳細なサプライヤーの情報開示をしていくことで模範例になるかと思えます。そういったことも検討いただければと思います。

もう 1 点、調達コードとは直接関係ないですが、熱中症の話ができてきたと思います。工事に関わる方はそれなりに対策をしているにもかかわらず、一定数の熱中症が出ていることを考えると、本番が始まってからリスクが非常に高いと思います。経験等を踏まえて、今後來場者の方々が熱中症にならないような対策の工夫をしていくことは必要かと思いました。

加賀谷委員長 コメントとしてお受けいたします。では、有川委員お願いします。

有川委員 皆様のお話を聞きなるほどと思うところがたくさんありますが、門田委員がおっしゃっていたように、これから準備が忙しくなると、ある一定量を確保するために場合によっては調達コードの遵守が難しいというシーンが

出てきそうだと感じています。その観点でのプロセスについて改めて確認です。調達コードを拝見しますと、農産物等それぞれ、事前に調達計画を報告し、結果を協会に報告しなければいけません。ただ注釈とセットで見ると、事前確認が必要であると記載がありますが、改めての確認で恐縮ですがそれぞれの事業者さんが調達するため、「もの」を買う前に、協会で確認ができて、場合によっては調達コードと合致しないものがあれば、止められる状況なのか確認させてください。件数が多いので、リスクが高いところを選んでヒアリングをされていますが、場合によっては事後報告も発生してしまう可能性があるのか教えてください。

2 点目は、この調達コードの策定の時にも、パーム油のところで「MSPO」「ISPO」「RSPO」も含めて、実効性の課題について、議論がありました。調達コードの文面にも実効性の課題について監視していきますと書かれていますかと思いますが、パーム油や他の水産物も含め、認証も決してパーフェクトではないという側面がありますので、特にこのパーム油のところは監視していく必要があるかと思いますが、現在どのように監視されているのかを教えてください。

3 点目は崎田委員もおっしゃっていましたように、別紙の取り扱いについて、農産物、水産物、パーム油があるかと思いますが、この別紙に沿って調達をした場合に、どのように担保するのかについて、調達コードの議論の時にも話したように、スキームオーナーが実施しているのと同じようなボリュームを実施することは本当に大変なことであると思いますが、ただ一般への情報共有としては、同じボリュームで適切に担保していることを公表することが非常に大事かと思えます。今後は富田委員がおっしゃっていたように、どの段階での情報公開を行うかに繋がろうかと思えます。終わった後にこうでした、こういう問題もありましたといった情報公開内容となると、非常に残念な結果になります。お忙しい中で大変かとは思いますが、できる限り、途中段階で別紙の取り扱いのものについては、このように担保していますというのは、膨大な情報量になるとは思いますが、情報をきちんと出して、認証と同じように、信頼性を担保していくということが重要ではないかなと思えました。すでに計画されていることがあれば、共有をいただければと思います。

加賀谷委員長 はい、お願いいたします。

事務局 有川委員、ありがとうございます。まず 1 つ目の食品関係の調達計画書につきましては、まさに今公表の準備を進めているところです。基本的に事前に出していただきたいということで求める予定です。それによって我々もリスクの高さ、ボリュームの多いところ等を中心に、しっかり確認をした上で、リスクが高いところで、認証が少ない等、これはどうかという点があれば個別にヒアリングを行ったり、メールで周知や指導したりすることを考えているところです。調達計画書は事前の提出が必須ですけれども、若干漏れる可能性はあるかなと思えますが、そのあたりもフォローできる範囲でしっかりフォローを行いたいと考えています。

2 つ目、パーム油の実行性の課題についてです。パーム油につきましても、「事前質問票」でどのような点を質問するかも確認しようと思っているところですので、今後検討していきます。

3 点目のこちらのパーム油の別紙の確認については、私の認識では、事業者が製造元を確認することはありえないことかと思っており、事業者はあくまで納入事業者にきちんと対応しているか、認証油と書いてあるが大丈夫か、こういうことを別紙にあるようにやっているかという点を確認することを求めています。別紙に関するところで、途中段階での情報開示の話がありましたが、事業者が保管することになっていますので、それを我々がどこまでこれを求めに行けるかはマンパワーの問題もありますが、できる限り、情報収集を行ってまいります。

加賀谷委員長 有川委員、よろしいですか。

有川委員 はい、ありがとうございます。

加賀谷委員長 様々なコメントいただき、ありがとうございました。今後の事務局の活動に向けて、大変示唆の溢れる様々なコメントをいただきました。できること、できないことはあるかとは思いつつ整理しながらまた進めさせていただきますと考えております。

・その他

加賀谷委員長 では、もうお時間もあまりありませんので、最後の議事に入らせていただきます。今後のスケジュールについて事務局から資料 11-5 に基づいて説明いただければと思います。

事務局 資料 11-5 につきましては、基本的に前回ワーキンググループと同じ内容になっていますので、ポイントのみご紹介したいと思います。今後の内容につきましては、記載の通り（１）から（３）までの内容は現在やっていることですが、これを引き続き実施予定としております。2024 年度いよいよ後半に入っております。何回か申し上げます通り、営業参加者が公表されてきているのと、催事カレンダーの編成が決まっております。このあたりを中心にヒアリングを現在行おうと思っております。また他のところで、気になられる点、ここは注意すべき点という点がございましたら、ご指摘いただきましたら、専門家とともに検討した上で、ヒアリング対象等に入れる等の対応をしていきたいと考えております。また、来年度はいよいよ万博が始まります。会期期間中につきましては、基本的には飲食事業者、催事参加者等を中心に、調達量が多い事業者等を選定して人権・労働、あとは、食品関連の個別基準中心にヒアリングを行っていきたく考えているところです。最後に、全体スケジュールについて、当調達ワーキンググループは、今年度は来年 2 月頃に第 12 回を開催させていただきたいと思っております。また、来年度、会期が始まりましたら、会期中間になりますが、7 月に一度途中報告のような形で、可能な限りでご指摘があった取り組みについて進捗状況をお伝えできればと思っております。また、来年 10 月に会期が終わりますが、12 月には第 14 回として状況等をご報告したうえで、最終第 15 回ワーキンググループにつきましては、調達コードの全体の総括のご報告を差し上げたいと考えております。

加賀谷委員長 本日の議論では、ヒアリングに関する興味深い内容、取り組みのアピール方法、スケジュールが差し迫りさらにリスクが大きくなる中でどのようなチェック体制を確立していくか、それをどのように情報開示するかに関して、皆様ご関心をお持ちでした。そのような取り組みにつきまして事務局で進捗がありましたら、委員の皆様にごフィードバックいただければと考えております。本日は活発な議論をいただき、ありがとうございました。

事務局 本日の議論につきましては、議事録を作成しまして、ご出席者のご了解を得た上で、会議資料とともにホームページに掲載し、対外的に公表する予定となっております。事務局で内容をまとめ、ご出席の委員の皆様にごメールでご確認をお願いします。また、追加でのご質問やご意見等ございましたら、今週中を目途にメール等で事務局宛にいただきたいと思います。なお、次回の第 12 回調達ワーキンググループは来年 2 月頃を予定しております。事務局からは以上でございます。ありがとうございます。

以上